

5 会津大学短期大学部科目の履修及び認定試験に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、会津大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第21条の規定に基づき、履修及び試験の方法等に関して必要な事項を定めるものとする。

(履修の登録)

- 第2条 学生は、指定の期日までに履修しようとする授業科目を登録しなければならない。
- 2 指定の期日を過ぎて授業科目の登録を追加する場合は、履修登録追加願（様式第1号）を提出しなければならない。
 - 3 指定の期日を過ぎて授業科目の登録を抹消する場合は、履修登録抹消願（様式第2号）を提出しなければならない。

(履修の禁止)

- 第3条 次に掲げる授業科目については、履修することができない。
- 一 登録をしていない授業科目
 - 二 既に単位を取得した授業科目
 - 三 授業時間が重複する授業科目

(試験の種類)

第4条 学則第21条に規定する試験（以下「認定試験」という。）は、定期試験、臨時試験、追試験及び再試験の4種類とし、定期試験を原則とする。

(定期試験)

第5条 定期試験は、学期末ごとに行う。ただし、学期末以前において授業の終了した科目については、当該授業の終了後に行うことができる。

(臨時試験)

第6条 臨時試験は、各授業科目について担当者が必要と認めた場合に行うことができる。

(追試験)

第7条 追試験は、病気又は就職試験等止むを得ない理由により、定期試験を受験できなかった場合において、定期試験終了の日から3日以内に学生から追試験願（様式第3号）の提出があったときに行う。

(再試験)

- 第8条 再試験は、定期試験、臨時試験及び追試験の結果、不合格となったため、単位を修得できなかった科目について成績発表の日（第17条に規定する成績表の交付年月日とする。以下同じ。）から指定した期日までに学生から再試験願（様式第4号の1、2）の提出があった場合に行うことができる。なお、成績評価が第12条第5項に規定するFの場合は、再試験を受験することができない。
- 2 再試験を受験できる科目数は、各学期3科目以内とする。ただし、食物栄養学科専門教育科目・基礎科目及び幼児教育学科幼稚園教諭二種免許履修科目・保育士資格履修科目・社会福祉士受験資格関連科目はこれに含まない。
 - 3 再試験の時期は、成績発表の日から原則として5日後以降とする。

(認定試験の方法)

第9条 認定試験は、筆記試験を原則とし、実技試験、レポート又は口頭による研究発表等により行うこともできる。

(認定試験の期日)

第10条 認定試験は原則として、前期試験は7月、後期試験は2月に行うものとし、試験実施期日及び試験方法は担当教員が授業時間に指示するものとする。

(受験資格)

第11条 授業科目の出席時間数が、各学期とも当該科目の授業時間数の3分の2以上でなければ、認定試験を受験することはできない。ただし、出席時間数が3分の2に満たない場合であっても、正当な理由があるときは、教授会の議を経て受験することを認めることができる。

(成績評価及び表示)

- 第12条 成績は、試験成績、平常の成績、出席状況等を総合的に判定して評価する。
- 2 成績の評価は100点法により行い、80点以上をA、80点未満70点以上をB、70点未満60点以上をC、60点未満をDと表示する。
- 3 成績評価がA、B及びCの場合を合格とし、所定の単位を与える。
- 4 成績評価がDの場合は再試験を受けることができ、その成績評価は60点を超える場合であっても60点とする。
- 5 前条に規定する受験資格を満たさない場合及び定期試験、臨時試験、追試験を放棄した場合は、履修意欲がないものとみなし、Fと表示する。
- 6 再試験を放棄した場合は、成績評価は当初の認定試験結果による。

(不正行為)

- 第13条 認定試験において不正行為が認められたときは受験停止とし、Xと表示する。なお、当該科目について再試験を受けることはできない。

(不合格科目等の再履修)

- 第14条 不合格となった科目、第12条第5項及び第13条に該当する科目は、再履修することができる。

(学則第22条に基づく単位認定の表示)

- 第15条 学則第22条に基づき単位を認定された場合は単位認定とし、Nと表示する。

(学則第23条に基づく単位認定の表示)

- 第16条 学則第23条に基づき単位を認定された場合は単位認定とし、Oと表示する。

(成績の発表)

- 第17条 認定試験の成績発表は、成績表の交付をもって充てる。

(受験心得)

- 第18条 受験心得については、別に定める。

(疑義の決定)

- 第19条 この規程の解釈について疑義が生じた場合には、教授会において決定する。

附 則
(略)

附 則
この規程は、平成29年4月1日から施行する。

様 式
(略)